

令和3年8月31日

沖縄県知事

玉城 康裕 殿

沖縄県文化芸術振興審議会

会長 比嘉 悦子



令和4年度文化芸術振興施策の推進について（答申）

令和3年8月6日付け沖縄県諮問文第4号で諮問のあったみだしのことについて、下記のとおり答申します。

記

沖縄県では、平成25年10月に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、「文化芸術の担い手の自主性の尊重」などの10の基本理念のもと、文化芸術振興施策に関する事業が実施されています。

このたび、知事の諮問を受けて、当審議会において、令和4年度文化芸術振興施策の推進について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

今後とも、本県の多様で特色のある文化・芸術資源を生かしつつ、その保存・継承及び新たな文化の創造に取り組まれるとともに、更なる沖縄らしい文化・芸術振興施策が展開されることを期待しております。

令和3年度沖縄県文化芸術振興審議会における意見の詳細について

令和4年度文化芸術振興施策の推進について

- (1) 県がどのように文化芸術振興施策を展開していくのか大きなデザインを描く必要がある。
- (2) しまくとうば、三線などを学校において取り組むなど、沖縄の伝統的な文化の普及継承について教育機関と連携する必要がある。
- (3) 沖縄文化の理解促進を図る機会として、琉球歴史文化の日や国民文化祭・全国障害者芸術文化祭において、県民の理解を深める取組、県外への発信力強化の取組を行う必要がある。
- (4) コロナ禍における空手道場の実態を把握し、「コロナと共生」できる沖縄空手の振興に取り組む必要がある。
- (5) 工芸の杜を活用し、各工房や工芸士等との連携した取組、観光客の受入体制の整備に関する取組を行う必要がある。
- (6) 琉球料理伝承人の活動を組織化し、その更なる活用を図る必要がある。
- (7) 歴史的建造物修復の伝統技術を次世代へ継承するための支援・補助事業を検討する必要がある。
- (8) 沖縄文化振興の担い手となる中堅層の育成及び支援、工芸分野における中堅以上の人材の技術向上支援を行う必要がある。
- (9) 県民等の鑑賞機会等を充実させるため、市町村や文化団体と連携するとともに、離島及びへき地、障がい者等の鑑賞機会を増加させるよう取り組む必要がある。
- (10) 沖縄県立芸術大学、公立文化施設、文化関係団体などが共同して行う産官学連携事業に取り組む必要がある。
- (11) 県等が行う様々な文化芸術振興施策について、県民及び文化関係団体に情報が届くよう、情報発信の強化を行う必要がある。